

豊島区景観形成ガイドライン（建築物編） 雑司が谷地域景観形成特別地区 追録編 の策定について

景観形成特別地区「雑司が谷地域」の指定に伴い、「雑司が谷地域」に係る景観形成ガイドライン（建築物編）を策定し、既存ガイドラインに追加する。

1. ガイドラインの目的と位置づけ

- 豊島区景観形成ガイドラインは、豊島区景観計画に定める事項のうち、建築物・工作物・開発行為に関する景観形成基準について、内容を具体的に解説し、留意すべき点を示すものである。
- 建築物や工作物を建築する際に活用するとともに、届出制度に基づく事前協議の際や、区民の皆さんが自己の敷地で建築等を行う際に活用することを目的としている。

2. スケジュール

	2018年 12月	2019年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
ガイドライン作成	案作成							発行
景観審議会	景観審議会 【報告】	デザイン 検討部会	デザイン 検討部会	デザイン 検討部会				景観審議会 【諮問】

3. 追加内容

雑司が谷地域の景観形成特別地区の指定に伴い、既存の豊島区景観形成ガイドライン（建築物編）に、以下【1】～【4】の内容を追加し、追録編の発行ならびに区ホームページ掲載の既存ガイドラインに追記する。

【1】

第2章 景観形成基準

1. 建築物の基準

（2）景観形成特別地区の景観形成基準（既存ガイドライン P34～記載）

に以下の内容を追加。（諮問8参考資料第1号 P2～P21）

○雑司が谷地域景観形成特別地区

〈区域〉

〈景観形成の目標〉

〈景観形成の方針（景観法第8条第3項関係）〉

〈街並みの趣[景観形成基準 景観法第8条第2項第2号関係]〉

- A. 鬼子母神堂周辺・大門ケヤキ並木道沿道
- B. 雑司が谷地域住宅地エリア
- C. 環状5の1・補助81号線沿道エリア
- D. 幹線道路・東通り沿道エリア

各エリアごとの

配置

高さ・規模

形態・意匠・色彩

公開空地・外構・緑化等

の基準およびポイントと取り組み例

【2】

第2章 景観形成基準

2. 工作物の基準（既存ガイドライン P50～記載）

に以下の内容を追加。（諮問8参考資料第1号 P22～P25）

○雑司が谷地域景観形成特別地区

各エリアごとの

配置

高さ・規模

形態・意匠・色彩

外構・緑化等

の基準およびポイントと取り組み例

【3】

第2章 景観形成基準

3. 開発行為の基準（既存ガイドライン P50～記載）

に以下の内容を追加。（諮問8参考資料第1号 P26）

○雑司が谷地域景観形成特別地区

4エリア共通の

土地利用

造成

の基準およびポイントと取り組み例

【4】

第2章 景観形成基準

4. 色彩の基準

（4）景観形成特別地区の色彩基準（既存ガイドライン P62～記載）

に以下の内容を追加。（諮問8参考資料第1号 P27～P29）

○雑司が谷地域景観形成特別地区

〈色彩景観形成の考え方〉

〈色彩基準〉

〈鬼子母神堂周辺・大門ケヤキ並木道沿道エリアの推奨色（外壁基本色）〉